

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年10月24日

**【会社名】** ウエルシアホールディングス株式会社

**【英訳名】** WELCIA HOLDINGS CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 水野 秀晴

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

**【電話番号】** 03-5207-5878（代）

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役兼執行役員最高財務責任者 佐藤 範正

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

**【電話番号】** 03-5207-5878（代）

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役兼執行役員最高財務責任者 佐藤 範正

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年10月22日開催の当社取締役会において、当社を完全親会社とし、タキヤ株式会社（以下「タキヤ」といいます。）及びシミズ薬品株式会社（以下「シミズ薬品」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関する株式交換契約書を締結することを決議し、同日付でタキヤ及びシミズ薬品と当社の間でそれぞれ本株式交換に関する株式交換契約書を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、事業の内容、資本金の額、純資産の額及び総資産の額

商号	タキヤ株式会社	シミズ薬品株式会社
本店の所在地	兵庫県尼崎市北大物町16番地7	京都府京都市下京区西七条北東野町113番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石井 和正	代表取締役社長 石田 伸二
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の運営	ドラッグストア経営（医薬品・化粧品・日用雑貨等の小売業）
資本金の額	267百万円（平成26年2月末日現在）	48百万円（平成26年2月末日現在）
純資産の額	649百万円（平成26年2月末日現在）	2,006百万円（平成26年2月末日現在）
総資産の額	7,191百万円（平成26年2月末日現在）	6,815百万円（平成26年2月末日現在）

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び順利益（単体）

名称	タキヤ株式会社			シミズ薬品株式会社		
	平成24年 2月期	平成25年 2月期	平成26年 2月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 2月期
売上高（百万円）	23,447	23,995	24,311	11,761	11,616	10,728
営業利益（百万円）	123	269	222	108	40	88
経常利益（百万円）	110	247	223	167	92	106
当期純利益（百万円）	130	104	145	97	304	364

シミズ薬品株式会社は決算期を変更しており、平成26年2月期は11ヶ月決算となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年8月31日現在）

タキヤ株式会社		シミズ薬品株式会社	
大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
イオン株式会社	66.90%	イオン株式会社	65.00%
瀧川清統	33.10%	清水稔章	9.98%
		清水義夫	6.99%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係

イオン株式会社（以下「イオン」という。）は当社を持分法適用関連会社としており、またタキヤ及びシミズ薬品の親会社であります。

人的関係

当社監査役の井元哲夫氏は、タキヤ及びシミズ薬品の支配株主であるイオンの顧問を兼務しており、またシミズ薬品の社外取締役を兼務しております。

取引関係

当社とタキヤ及びシミズ薬品との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とタキヤ並びにシミズ薬品の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

### (2) 本株式交換の目的

当社は、ドラッグストアと調剤薬局の併設（「ドラッグ&調剤」）、「深夜営業」、「カウンセリング営業」及び「介護」を柱とした事業モデル（「ウエルシアモデル」）を業界に先駆けて確立し、グループ企業においてウエルシアモデルを浸透させ、M&A及び多店舗展開により店舗数を増大しております。上記の施策等により、平成12年8月期の売上高193億円から平成26年8月期には売上高3,607億円と急速に成長しており、更に

今後の成長スピードを一段と加速させるため、平成26年9月1日にグループ子会社のドラッグストアをウエルシア薬局株式会社（以下「ウエルシア薬局」といいます。）に統合しております。上記及びについて具体的には、事業モデルの柱である「ドラッグ&調剤」に関し、ウエルシア薬局は、660店を超える調剤薬局併設店舗を有し、業界最高水準の約70%の調剤薬局併設率となっております。

一方で、現在、競争が激化し業界再編の動きが加速していることや、医療・介護サービスの参入が活発化するなど、ドラッグストア業界を取り巻く環境変化は加速度を増しておりますが、当社はこのような経営環境を成長の好機と認識し、中期目標「2016年8月期、売上高5,000億円、経常利益率4.0%以上、店舗数1,500店舗」の達成及びこれを通過点として、「日本一のドラッグストアチェーン」の確立に向け組織改革を断行するとともに「ウエルシアモデル」を次代のモデルへと進化させ成長を加速させようとしております。

一方、タキヤは、兵庫県、大阪府、奈良県、京都府の2府2県に74店舗（平成26年8月現在）を展開しております。ドラッグストアとして専門性のある調剤・ヘルス・ビューティーを強化し、ドラッグストアとしてのコンビニエンス性の強化を図るとともに、優良顧客の増加を目指し、マーチャンダイジング力の強化と会員獲得を推進しております。具体的には、上記に関して調剤併設店・調剤専門店を合わせて25店舗（平成26年8月現在）展開し、上記に関してドラッグ&コンビニ業態を平成21年8月より展開して22店舗（平成26年8月現在）を有するに至っております。また、上記に関しては、タキヤメンバーズカード会員の獲得を推進し、会員数は572,860名（平成26年8月現在）となっております。タキヤは、今後も上記の取組みを進化させるとともに、営業キャッシュフローの増大により、純資産比率の改善と有利子負債を削減し、財務体質の強化を進めようとしております。

また、シミズ薬品は、昭和13年の創業以来、「美と健康」を企業テーマに、カウンセリング販売に力を注ぎ、京都府下に55店舗（平成26年8月現在）を展開しております。価値ある商品を快適で便利な店舗で親切で信頼のできるスタッフがご提供することで、京都NO1のドラッグストアを目指しております。今後も新規出店拡大はもとより、既存店の活性化を推進し、437,174名（平成26年8月現在）のシズチャンカード会員の拡大を図り、上記の取組みを進化させようとしております。

当社は、関西エリアの事業基盤強化を目指し、関西エリアを基盤とするタキヤ及びシミズ薬品と経営統合する旨合意するに至りました。

これにより当社の関西エリアの店舗網は、129店舗（タキヤ74店舗、シミズ薬品55店舗）増加し、230店舗（平成26年8月現在）となります。引き続き、関西エリアの出店を強化しドミナント形成を図り、更なる事業拡大と関西エリアでのウエルシアモデルの確立を目指してまいります。

### （3）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、タキヤ及びシミズ薬品を株式交換完全子会社とする会社法第767条に規定する株式交換方式です。当社は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換については、各社の株主にとっての有益性を総合的に勘案し、変動性株式交換比率方式を採用しております。変動性株式交換比率方式とは、株式交換決定時に株式交換完全子会社の株式価値を確定し、タキヤ普通株式1株及びシミズ薬品普通株式1株につき対価として交付される当社普通株式の割当株数を、効力発生日の直前の一定期間における当社株式の平均株価を基に決定するものであります。

本株式交換においては、本株式交換の効力発生日の前日の最終のタキヤ及びシミズ薬品の株主名簿に記載又は記録されたタキヤ及びシミズ薬品の株主に対し、当該株主が保有するタキヤ及びシミズ薬品の普通株式1株に代わり、当社の普通株式（全て新株を予定しております。）を以下の計算式により割当交付します。なお、この株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件について重大な変動が生じた場合、各社間の協議により変更されることがあります。

タキヤとの株式交換に係る株式交換比率 = 13,448円/当社株式の平均株価

シミズ薬品との株式交換に係る株式交換比率 = 4,175円/当社株式の平均株価

「当社株式の平均株価」は東京証券取引所における株式価値評価期間中の各取引日の当社の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値とし、「株式価値評価期間」は平成27年1月5日～平成27年2月24日までといたします。

## 本株式交換契約の内容

当社とタキヤとの間で、平成26年10月22日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

### 株式交換契約書

ウエルシアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とタキヤ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の株式交換に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （株式交換の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

#### （商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

##### （1）甲：株式交換完全親会社

商号：ウエルシアホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区神田須田町1-9

##### （2）乙：株式交換完全子会社

商号：タキヤ株式会社

住所：兵庫県尼崎市北大物町16-7

#### （本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に以下の方法により算出される株式交換比率を乗じた数の甲の株式を交付する。

$$\text{株式交換比率} = 13,448\text{円} / \text{甲の株式の平均株価}$$

「甲の株式の平均株価」は東京証券取引所における株式価値評価期間中の各取引日の甲の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値とし、「株式価値評価期間」は平成27年1月5日～平成27年2月24日までとする。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、前項に定める方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

3. 甲が前二項に従って各本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### （資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

#### （株式交換契約承認株主総会）

第5条 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。

2. 乙は、平成26年11月開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。

#### （株式交換の効力発生日）

第6条 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年3月1日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(会社財産の管理)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結の日から、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、相互に協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

第5条1項ただし書に定めるところにより本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、当該承認が得られない場合

第5条2項に定める乙の臨時株主総会において、本契約の承認が得られない場合

本株式交換に関して法令等に基づき必要となる国内外の関係当局への届出、許認可等の取得等が行われない場合

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各1通を保有する。

平成26年10月22日

甲 東京都千代田区神田須田町1丁目9番  
ウエルシアホールディングス株式会社  
代表取締役 水野 秀晴

乙 兵庫県尼崎市北大物町16-7  
タキヤ株式会社  
代表取締役 石井 和正

当社とシミズ薬品との間で、平成26年10月22日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

## 株式交換契約書

ウエルシアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とシミズ薬品株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の株式交換に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （株式交換の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

### （商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

#### （1）甲：株式交換完全親会社

商号：ウエルシアホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区神田須田町1-9

#### （2）乙：株式交換完全子会社

商号：シミズ薬品株式会社

住所：京都府京都市下京区西七条北東野町113

### （本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に以下の方法により算出される株式交換比率を乗じた数の甲の株式を交付する。

$$\text{株式交換比率} = 4,175\text{円} / \text{甲の株式の平均株価}$$

「甲の株式の平均株価」は東京証券取引所における株式価値評価期間中の各取引日の甲の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値とし、「株式価値評価期間」は平成27年1月5日～平成27年2月24日までとする。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、前項に定める方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

3. 甲が前二項に従って各本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

### （資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

### （株式交換契約承認株主総会）

第5条 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。

2. 乙は、平成26年11月開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。

### （株式交換の効力発生日）

第6条 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年3月1日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

( 会社財産の管理 )

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

( 株式交換条件の変更及び本契約の解除 )

第8条 本契約締結の日から、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、相互に協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

( 本契約の効力 )

第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

第5条1項ただし書に定めるところにより本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、当該承認が得られない場合

第5条2項に定める乙の臨時株主総会において、本契約の承認が得られない場合

本株式交換に関して法令等に基づき必要となる国内外の関係当局への届出、許認可等の取得等が行われない場合

( 協議事項 )

第10条 本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各1通を保有する。

平成26年10月22日

甲 東京都千代田区神田須田町1丁目9番 神田須田町プレイス3階  
ウエルシアホールディングス株式会社  
代表取締役 水野 秀晴

乙 京都府京都市下京区西七条北東野町113  
シミズ薬品株式会社  
代表取締役 清水 稔章

( 4 ) 本株式交換に係る割当ての内容の算定基礎

算定の基礎及び経緯

本株式交換比率の検討に際し、その公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関に算定を依頼することとし、当社はみらいコンサルティング株式会社(以下「みらいコンサル」といいます。)を、タキヤ及びシミズ薬品は株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)をタキヤ及びシミズ薬品の株式価値の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

みらいコンサルは、タキヤ及びシミズ薬品の普通株式については、未上場であり、比較可能な上場類似会社が複数存在し類似会社比較法による株式価値を類推することが可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動による評価を反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用いたしました。

みらいコンサルが各手法に基づき算定した、タキヤ普通株式の1株当たりの株式価値の評価結果は以下のとおりとなりました。



採用手法	算定結果
類似会社比較法	2,638円～10,904円
D C F 法	9,124円～15,710円

また、みらいコンサルが各手法に基づき算定した、シミズ薬品普通株式の1株当たりの株式価値の評価結果は以下のとおりとなりました。

採用手法	算定結果
類似会社比較法	760円～5,247円
D C F 法	1,932円～5,083円

みらいコンサルは、株式価値の算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性、妥当性の検証は行っておりません。加えて、タキヤ及びシミズ薬品の事業計画及び財務予測については合理的かつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。また、みらいコンサルが提出した株式価値の算定結果は、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、みらいコンサルのD C F 法による算定において前提としたタキヤの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。またみらいコンサルのD C F 法による算定において前提としたシミズ薬品の利益計画は、経営管理体制の見直し等による事業運営の効率化により、平成26年2月期の88百万円の営業赤字から平成27年2月期の230百万円の営業黒字への転換を想定しております。

一方、KPMGは、タキヤ及びシミズ薬品の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、D C F 法による算定を行いました。またタキヤ及びシミズ薬品は未上場企業ではあるものの、比較可能な上場類似企業が存在することから、上場類似企業の株価を基準して株式価値を算定する類似会社比較法による算定を行いました。KPMGが各手法に基づき算定した、タキヤ普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果
類似会社比較法	13,055円～14,731円
D C F 法	11,200円～14,366円

また、KPMGが各手法に基づき算定した、シミズ薬品普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果
類似会社比較法	2,127円～2,681円
D C F 法	2,994円～4,278円

KPMGは、上記タキヤ及びシミズ薬品の普通株式の1株当たり株式価値の算定に際して、タキヤ及びシミズ薬品から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、1株当たり株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、KPMGは、タキヤ及びシミズ薬品の資産又は負債（簿外資産及び負

債、その他偶発債務を含みます。)について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。

KPMGによる株式価値の算定は、平成26年10月20日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMGがDCF法による評価に使用したタキヤ及びシミズ薬品の財務予測については、タキヤ及びシミズ薬品の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、KPMGのDCF法による算定において前提としたタキヤの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。またKPMGのDCF法による算定において前提としたシミズ薬品の利益計画は、経営管理体制の見直し等による事業運営の効率化により、平成26年2月期の88百万円の営業赤字から平成27年2月期の230百万円の営業黒字への転換を想定しております。

当社は、本株式交換比率の検討にあたっては、DCF法による評価結果がタキヤ及びシミズ薬品の将来の収益力及び成長性並びに事業リスクを反映している点を勘案し、DCF法による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。当社は、第三者算定機関であるみらいコンサルより受領した算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し協議を行った結果、本株式交換比率は妥当であり、各社の株主の皆様のご利益を損ねるものではないとの判断に至りました。

上記のとおり、当社はみらいコンサルに対し、タキヤ及びシミズ薬品はKPMGに対し、それぞれタキヤ及びシミズ薬品の株式価値の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、タキヤとの株式交換に係る本株式交換比率についてはタキヤ及び当社の間で、シミズ薬品との株式交換に係る本株式交換比率についてはシミズ薬品及び当社の間で慎重に協議を重ねた結果、平成26年10月22日付にて、最終的に本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

#### 算定期間との関係

第三者算定機関であるみらいコンサル及びKPMGは、当社、タキヤ及びシミズ薬品の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (5) 当該株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の役職・指名、事業の内容、資本金の額、純資産の額及び総資産の額

商号	ウエルシアホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水野 秀晴
事業の内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等
資本金の額	7,736百万円
純資産の額	現時点では確定していません
総資産の額	現時点では確定していません